

委員会活動

鳥取県議会には4つの常任委員会があり、定例会中の付託案件の審議に加え、閉会中も継続審査や県内外調査、勉強会などの活動を行っています。

総務教育常任委員会

総務教育常任委員会は、6月定例会から、未来づくり推進局、総務部、教育委員会等に加え、自然災害・原子力災害等への対策を担う危機管理庁が新たに所管となった。

さて、本委員会は、6月定例会に提案された一般会計補正予算等の議案6件の審査を行い、全て原案のとおり、可決、又は承認した。次に請願・陳情は5件あったが、そのうち、「印刷物発注に関する契約制度の改善を求める陳情」は、一括下請

け禁止や過度に安価な見積りの防止に一定の効果があると考えられることから、「採択」と決定し



総務教育常任委員会

た。また、「島根原発一・二号機の再稼働見合わせと三号機の建設凍結を求める陳情」は、今後、原発再稼働に当たって、地元同意を得るプロセス等、審査後の手続きが不透明であり、今しばらく、国の原子力政策、中国電力の動向を注視する必要があるため、「研究留保(継続審査)」と決定した。

本委員会では、原発再稼働に対する地元自治体の対応について、8月に県外調査を行うこととしており、今後の審査の参考としたい。

福祉生活病院常任委員会

6月定例会初日に各常任委員の所属変更が議決され、本委員会において正副委員長が欠けることとなった。投票による互選の結果、伊藤(保)委員長、福田副委員長を選出。新たな体制で、6月補正予算案等8議案及び陳情6件について慎重に審議を行った。

また、鳥取市の医療看護専門学校(仮称)誘致に係り、県有地である鳥取駅前駐車場を建設用地とすべく、鳥取市から売却の申し出がなされている件に関して、鳥取市副市長および企画推進部長を参考人招致し、駐車場の代替措置や周辺環境への影響等に対する方針等の意見を伺った。

議案についてはいずれも原案通り可決。なお、陳情「誘致等により看護師等養成所を設置すること

については、今定例会においても研究のため留保と決定したが、建設用地の売却に関して「議決事項ではないもの、知事においては鳥取市との契約に当たり、駐車場の代替機能の確保や周辺環境への配慮、まちづくり計画の実現などを条件として盛り込まれたい」と、多くの委員から挙げられた旨、委員長報告に申し添えた。



福祉生活病院常任委員会

農林水産商工常任委員会

6月議会では農林水産部約282百万円、商工労働部約398百万円の一般会計と中小企業近代化特別会計の二つの補正予算を中心に慎重に審議を重ねた。

補正予算案では大山電機、オンキョウの離職者支援対策、バイオ・フロンティア、農林水産業の六次産業化、畜産飼料高騰対策、水産業者燃油高騰対策、井戸海水導入事業、県営FAZ倉庫への太陽光発電施設新設などの事業費が計上され、様々な方面から検討した結果、妥当なもの認め、条例の一

部改正案と共に可決した。

陳情は2件を議論。「地域別最低賃金改正等に関する意見書の提出」は厳しい県内の雇用環境を考へて趣旨採択。「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出」は種々の国の政策への提言を含んでいたため、これらの提言は国において対応すべきものとして不採択に決した。

委員会では東京新橋のアンテナショップや「食のみやこ鳥取県」も議論となった。税金を投入する県事業である以上、目的意識を明確にすることが必要と執行部側に提言。委員会としても8月に県外調査を行うこととした。

湖山地の現状と問題点についても報告があった。今年積雪量が少く、海面も上昇したため、水門管理による塩分濃度管理がうまくいかず、溶存酸素の不足から魚が大量死したなどの説明を受けたが、部局間の情報交換が十分でないことが明らかになり、県に強く改善を求めた。

地域振興県土警察常任委員会

執行部の組織名が4月変更になったことに伴い、「企画県土警察常任委員会」から「地域振興県土警察常任委員会」に常任委員会名を変更した後に初めて迎える議会だった。また、6月定例会初日に常任委員会所属議員の変更が議

決され、福田副委員長ら3人が別の委員会に移り、福岡、浜田、澤の各議員が新たに配属されたことから澤議員を新しい副委員長に選出した。

新体制で審議した6月一般会計補正予算案は海外チャーター便の支援経費や県内2空港の羽田便の利用促進事業費、国際演劇祭の開催支援費、境港の取扱貨物増加の取り組み、大型クルーズ船の航行安全の検討費など。犯罪被害者及びその家族や遺族の支援・相談体制の充実についても議論した結果、原案は妥当であるとして可決することに決定した。

県のパンフレットなどに掲載されている「東海」という表記を「日本海」へと変更するよう求めた新規分の陳情1件が提出された。「日本海」については、古来より世界に認知されている表記であることから、県が発行するパンフレット等については、陳情のとおり「日本海」と表記すべきものである。一方、「韓日」の表記については、外交的に相手に配慮し、判断すべきことでもあり、趣旨採択と決定した。



地域振興県土警察常任委員会